○MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで及び十七の項から十九の項までに掲げるものを除く。）			
［七～十五　略］			
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇	五〇
	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	二二四	七〇
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	八七	
	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	八七	四七
	第四十九条の六の十三において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九

○MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。）			
［七～十五　同上］			
十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備及びローカル５Ｇの無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇	五〇
	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの	一二四	五六
	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備	二二四	七〇
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められている陸上移動局の送信設備	一三〇	